

事業ごみ(一般廃棄物)の正しい出し方

令和2年4月1日から、事業ごみ(一般廃棄物)の分別区分が変わります。

- 事業ごみは、家庭ごみとして排出することはできません。
- 会社や個人商店など、事業活動を行う者は、その事業活動に伴って生じた事業ごみを自己の責任において適正に処理しなければなりません。
- 事業ごみは、原則、次のとおり分別し、収集運搬を他者に依頼する場合は、広島市固形状一般廃棄物処理業許可業者に依頼してください。

可燃ごみ

可燃ごみ用の指定袋で

生ごみ

料理くず、残飯、茶かす、貝殻など

再生のきかない紙くず

チリ紙、紙コップ、カーボン紙など

※再生可能な紙くずは、資源ごみとして出してください。

その他 木くず、割箸など



収集運搬

市が許可した
収集運搬業者



搬入

自己搬入も可能



処理



市焼却施設

プラスチックごみ

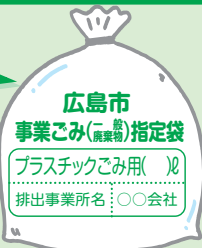
プラスチックごみ用の指定袋で

プラスチック類

包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器など

※再生可能なものはリサイクルしてください。

※生ごみ等が付着して汚れたものは、洗うなどしてきれいにしてください。きれいにできない場合は「可燃ごみ」として出してください。



収集運搬

市が許可した
収集運搬業者



搬入

自己搬入も可能



処理



市が指定する
焼却施設

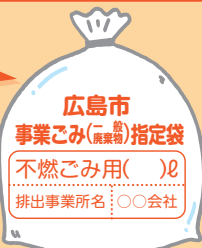
不燃ごみ

不燃ごみ用の指定袋で

不燃物

傘や文具などプラスチックと金属の複合品など(小型家電を除く。)

※傘などの長いものは45ℓの指定袋を使用してください。



収集運搬

市が許可した
収集運搬業者



搬入

自己搬入も可能



処理



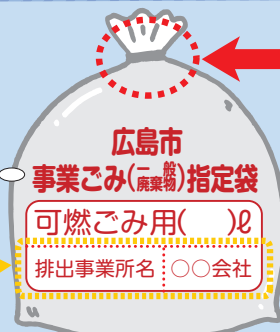
市埋立地

事業ごみ(一般廃棄物)指定袋の使い方

市が指定する指定袋を
使用してください!

※指定袋の記載内容を
必ず確認してください。

排出事業所名を
必ず記入してください!



指定袋に全てのごみを
収納した状態で排出して
ください! (収集できない場合があります。)

※中身がはみ出さないように口を
閉じてください。

※指定袋に別の袋などを継ぎ足して、
容量を変えないでください。

- 指定袋は、市に登録された卸売業者やスーパーマーケット、コンビニエンスストアなど(指定袋取扱店)で購入できます。
- 指定袋の種類・金額・指定袋取扱店は、広島市ホームページ「広島市事業ごみ有料指定袋制度」に掲載しています。
(市ホームページアドレス<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)